

# 福生から地球温暖化対策

## 温室効果ガスの削減に向けて —3か年事業のあらまし—

問合せ環境課環境係

### 地域の温室効果ガスを削減

市は平成17年度福生市地域新エネルギー詳細ビジョンを策定しました。詳細ビジョンは地域の温室効果ガス（二酸化炭素など）を2030年までに50%削減するという目標値を定め、そのために地域で行うことの道筋をつけたものです。

このたび、温室効果ガス削減に向けた平成18年度からの3か年計画のあらましがまとまりましたのでお知らせします。

### 福生スクラム・マイナス50%協議会がスタート!

地域の地球温暖化対策として福生スクラム・マイナス50%協議会が今年の夏に設立されました。3か年計画は協議会を中心に進めていきます。

この協議会は、環境省の環境と経済の好循環のまちモデル事業の補助金を受けて、市と市商工会が中心になり、設立した協議会です。協議会には、市、商工会、福生エネルギー市民会議からの代表、商工会推薦による事業者などが参加しています。



**福生スクラム・マイナス50%協議会**では、エネルギー消費を削減し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を削減するため、市内の住宅のエネルギー消費を削減するための設備投資を支援します。支援を受けた住宅や事業所の設備投資を推進していただきます。3年間の事業で、戸建住宅18戸、事業所3事業所を予定しています。

なお、エコライトハウスに協力していただける方の募集については後日、くわしくお知らせします。

環境にやさしい家、事業所を支援します  
**福生エコライトハウスプロジェクト**

### 環境省のモデル事業に認定!

福生スクラム・マイナス50%事業は環境省の「環境と経済のまちモデル事業」に認定されました。この事業は、

- 全国のモデルになるような地域発の創意工夫
- 幅広い主体の参加

によって、二酸化炭素の排出削減等を通じた環境保全と雇用創出等による経済活性化を同時に実現することを目的としています。

モデル事業は行政も参加する協議会が行い、協議会に対して、国から経費の一部が交付されます。モデル事業は、委託事業（地域エコ推進事業）と交付金事業（地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業）に分かれます。

委託事業は、二酸化炭素削減にむけたセミナーや講演会、広報誌発行などのソフト事業です。

交付金事業は、代替エネルギー及び省エネルギー（天然ガス、水素、アルコール、太陽熱、地中熱、廃熱などの石油代替エネルギー）に係る設備を設置するための事業です。

### 普及のための事業を展開します

エコライトハウス事業を普及し、地域の地球温暖化を防止するためにソフト事業を行います。

- 環境家計簿ソフトの開発
- ホームページの開設
- 広報誌の発行
- 省エネアドバイザーの養成
- 省エネ機器・新エネ機器技術支援セミナーの開催
- 温暖化対策講演会の実施
- 見学会の実施
- キャラクター募集

など、ソフト事業を通して地域からの地球温暖化対策を進めます。



**エコライトハウスって?**  
エコライトハウスのエコはエコロジーのエコ。人の生活と自然との調和・共存をめざす考え方で、ライトハウスは灯台を意味します。環境に優しい家、環境に優しい事業所をつくり、市内を照らし、目標となっていくことができます。

### エコライトハウスへの参加事業者を募集します

福生市商工会では、福生スクラム・マイナス50%協議会が進めるエコライトハウス事業に参加する事業者を募集します。事業内容は高断熱化リフォームの工事、太陽熱高度利用機器、高効率給湯器、ペレットストーブなど石油代替エネルギーで省エネを進める機器の販売、設置などの関連事業です。

応募事業者は市内に住所及び事業所（法人の場合主たる事業所）を有することを条件に、商工会内に設置された審査機関により登録審査を実施させていただきます。登録終了後、技術支援セミナーへの参加を条件にエコライトハウス登録業者として事業化を進めていただきます。

問合せ商工会 ☎ 551・2927

### フレッシュランド西多摩からのお知らせ

#### ● 体育館の予約受付時期の変更について

平成19年1月から、体育館の予約受付時期が変更になります。

区分	変更後
青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町に在住する方	利用希望日の1か月前の初日（休館日を除く）毎月1日）から受付開始
右記以外の地区に在住する方	利用希望日の1か月前の15日（休館日を除く）毎月15日）から受付開始

問合せフレッシュランド西多摩 ☎ 570・2626

またはホームページ

URL <http://www.nishiei.or.jp>

#### 連鶴展示会

羽村連鶴の会による連鶴作品の展示会を開催します。

期間 1月16日（火）～28日（日）

### ごみのポイ捨て、なくそう!

ポイ捨ては軽く見られますが、ごみの不法投棄であり犯罪になります。市内のあちこちにごみが落ちていると、街の景観も環境も悪くなります。「ポイ捨てのない街に!」ご協力をお願いします。問合せ環境課清掃係